

児童扶養手当のご案内

児童扶養手当とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）がいる、主に母子家庭の母に支給される手当です。

対象

次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者に支給されます。

- ① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡、または、生死不明である児童
- ③ 父が重度の障害を有する児童
- ④ 父が1年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童

手当月額

9、850円～41、720円
（請求する方の所得によって異なります）

- ・ 児童2人のとき5、000円加算
- ・ 児童3人目以降は、児童が1人増すごとに3、000円加算

所得に関連した支給制限

請求者および扶養義務者（同居の家族の方）の前年所得が、一定額以上あるとき、手当は支給されません。

■ 所得制限限度額

所得が以下の限度額を超えると手当を受給できません

扶養親等の数	平成19年中の所得		
	請求者（本人）		扶養義務者および配偶者扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円

以降は扶養親族が1人増える毎に、制限額が380,000円ずつ加算

その他

支給に関する要件がありますので、くわしくはお問い合わせください。

■ お問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118

ひとり親家庭等

医療費助成のご案内

ひとり親家庭等医療費助成とは、母子家庭の母、父子家庭の父および児童等が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。



対象

母子家庭の母、父子家庭の父とその養育する児童、父母のない児童、一人暮らしの寡婦で所得が一定の基準（児童扶養手当の所得限度額と同じ）を超えない世帯。

・ 児童とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある方。

・ 一人暮らしの寡婦とは、75歳未満、健康保険被保険者本人。

・ 母子家庭の母、父子家庭の父とは、20歳未満の児童を養育している方。

くわしくはお問い合わせください。

■ お問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118

ひとり親家庭等の

無料法律相談を実施

生活上の諸問題について専門的に解決することが必要なひとり親家庭の方などを対象に、巡回相談が実施されます。

■ 日時 12月19日（金） 13時～15時
（事前にご予約ください）

■ 会場 多久市中央公民館

■ 対象 ひとり親家庭および寡婦

・ 離婚に伴う養育費および財産分与の問題

・ 配偶者の事故死補償問題

・ 遺産相続

・ 金銭貸借問題

・ その他専門的に解決を要する問題など：

弁護士が相談に応じます

■ お問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118

★ 県母子福祉センターでは、毎月第2・第4木曜日に「無料法律相談」を実施しています。

■ お問い合わせ

佐賀県母子福祉センター

☎ 24-0064